

とくしま周遊クーポン

事業実施期間／令和3年3月1日(月)から令和3年5月末まで

発行:(一財)徳島県観光協会

利用対象施設募集



※登録料・換金手数料無料

■ 事業内容

「もっと!とくしま応援割」等で、徳島県内の宿泊施設に宿泊した場合に、一人あたり最大5,000円の助成を行うとともに、助成額に応じて最大5,000円分の「とくしま周遊クーポン」を提供します。

※新型コロナウイルスの感染状況等により、当事業の開始日等が変更となる場合もございます。



1 「とくしま周遊クーポン」について

- ・券面額 **500円**
- ・有効期限 提供施設が提供した日から起算して、3日間有効(レンタカー利用のみ7日間有効)
- ・利用方法 登録された「利用対象施設」にて利用。おつりは出ません。

2 「利用対象施設」の募集期間 ※登録料・換金手数料無料

令和3年2月3日(水)～2月12日(金)

※募集期間以降も随時募集しますが、上記の期間を過ぎた場合は、登録は3月1日(月)以降です。

3 「利用対象施設」の登録条件

- ・施設の所在地が徳島県内であること
- ・「利用対象施設」としての登録後、速やかに事業実施が可能であること
- ・「徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例」に基づき新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じていること
- ・事業内容に応じ、必要な資格取得や賠償責任保険・傷害保険への加入など事故発生時に対応する体制を有していること
- ・下記の業種の事業者であること

A 観光施設

B アクティビティ・体験

【文化・工芸体験】 例:藍染体験・ガラス工芸・陶芸・絵付体験・竹細工体験等

【スポーツ体験】 例:マリンスポーツ・ラフティング・サイクリング・登山・釣り・ゴルフ場・スキー・乗馬等

【料理体験】 例:そば打ち体験・お菓子作り体験等

【観光農園】 例:芋掘り・果物狩り・野菜収穫体験等

また上記以外で、主に観光客が利用するアクティビティ・体験

C 県内着地型ツアー商品

例:まち歩き・サイクリング・お遍路・酒蔵見学・タクシーツアー・歴史文化巡り等

D 土産物店

主に観光客を対象に土産物を販売する施設

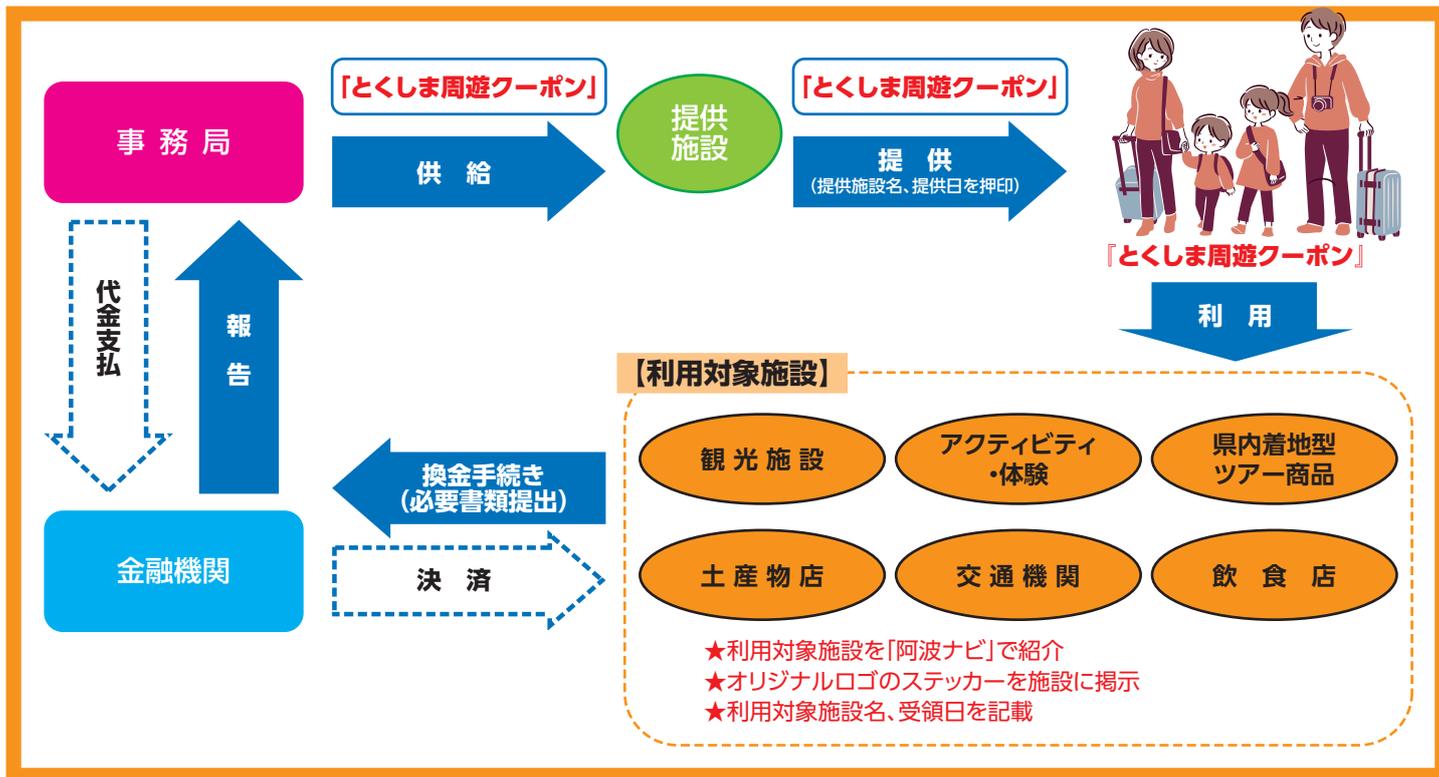
E 交通機関

タクシー・レンタカー・自動車運転代行

F 飲食店

日本標準産業分類「76飲食店」に分類される飲食店のうち、「食品衛生法」第52条第1項の許可を受けた施設とする。ただし、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第4項に規定される「接待飲食等営業」を営む飲食店は除く。

■ とくしま周遊クーポン実施フロー



4 登録方法

- ・「とくしま周遊クーポン利用対象施設登録申込書」(3枚複写)に必要事項をご記入の上、事務局まで郵送をお願いいたします。
- ・送付の際は3枚複写の1枚目(申請者控え)を切り離し、2枚目以降を郵送してください。
- ・登録申込書到着後、審査を行い「とくしま周遊クーポン」利用対象施設登録証「利用対象施設ステッカー」をご返送いたします。

【登録申込書配布場所】

徳島県観光協会
徳島県南部総合県民局 地域創生防災部(阿南庁舎・美波庁舎) 徳島県商工労働観光部観光政策課
徳島県西部総合県民局 地域創生観光部(美馬庁舎・三好庁舎)

※配布は2月3日(水)以降の平日の9:00~17:00です。

【登録手続きに必要なもの】

- ・申請者の印鑑
 - ・以下の金融機関の普通預金口座もしくは当座預金口座(入金指定口座です。)
- 【阿波銀行、徳島大正銀行、四国銀行】
- ・飲食店の場合は、「飲食店営業許可証」の写し

【留意事項】

- ・1施設につき1つの申請です。複数施設(支店等)を登録の場合は、登録を希望する施設ごとに申請書を作成し、送付してください。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、郵送のみの受付です。
- ・審査の結果、登録不採択になる場合もあります。

【登録申込書送付先】

〒770-8055 徳島市山城町東浜傍1-1 徳島県観光協会 利用対象施設募集係

5 「とくしま周遊クーポン」受取りの際の留意事項

- ・提供施設が提供した日から起算して、3日間有効(レンタカー利用のみ7日間有効)
 - ・おつりは出ません。
 - ・提供施設名の記載がないものは換金できませんので受け取らないでください。
- ※受領前に、必ず裏面左側の提供施設名と提供日の押印を確認し、受領後速やかに裏面右側に利用対象施設名と受領日を記入してください。

6 「とくしま周遊クーポン」の換金方法

登録申込書に記入した金融機関に、「登録証」を提示した上で次の書類等を添えて換金をお申し込みください。

- ・「とくしま周遊クーポン」(裏面左右の欄に必要事項が押印・記入されているもの)
- ・換金申込書
- ・指定口座の普通預金通帳もしくは当座入金帳

※登録証に記載の金融機関の店舗で手続きしてください。他の店舗では手続きできません。

※各銀行では、3月15日(月)から6月18日(金)の毎月1日から20日まで換金することができます。

※換金枚数が1,000枚を超える場合など、窓口業務の混雑等が考えられる場合は、事前に金融機関の店舗へご連絡ください。